特殊法人等の抜本改革の具体的な進め方（概要）

特殊法人等の第一義的な分類

特殊法人等（特殊法人78、認可法人84）

特殊法人等情報公開法（仮称）の対象法人に関する一般基準（理事長等の政府任命または政府出資あり）等を当てはめ、下記の２つに分類

情報公開法の対象法人
（政府の一部を構成する法人等）

情報公開法の非対象法人
（政府の一部を構成しない法人、特殊会社、共済組合等）

可及的速やかに取り組むべき項目

情報公開法の早期制定、財務・会計の透明性確保（独立行政法人の会計処理基準の充実等）、政策評価の着実な実施、

第一段階（今後６ヶ月以内）

各法人の事業につき所管省庁による挙証責任の実行（ディスクロージャーの徹底）

【特殊法人等の所管省庁】
特殊法人等の行う個々の事業ごとに背後にある政策の妥当性、政策遂行の手段として国から独立した法人格を与える必要性の挙証責任を実行

【総務省・財務省】
特殊法人等に係る財務内容調査（行政監察）、財投機関に係る政策コスト分析等を拡充・再点検し、問題点を指摘・公表

可能な範囲、あるいは各省庁による自発的な取り組みによる積極的活用

第二段階（今後１年以内）

政治の決断による最終判断

特殊法人等の行う個々の事業の徹底な見直し
（国の直轄事業化、地方への事業移管、事業の民間委託、事業の縮小・廃止）

政府からの補助金・交付金を縮減・廃止

原則

廃止

独立行政法人通則法に基づく非公務員型の独立行政法人へ移行

民営化

例外として

特殊法人等として存続

民営化

民間法人化

専ら組合員等の相互扶助・救済を行う法人

廃止

自立化を前提に計画を定めて改革を推進